建設業法施行令の一部を改正する政令案に関する
パブリックコメントの募集について

令　和　７　年 10 月 １ 日
国　　土　　交　　通　　省
不動産・建設経済局建設業課

第 213 回国会において成立した「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和６年法律第 49 号）の一部の施行のため、所要の規定の整備を行う必要があります。

つきましては、下記要領のとおり、広く国民の皆様からご意見を募集いたします。頂いたご意見につきましては、担当部局においてとりまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。
なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承願います。

＜意見募集要領＞

１．意見募集対象
建設業法施行令の一部を改正する政令案

２．意見募集期限
令和７年 10 月 31 日（金）（必着）

３．意見送付要領
別添の意見提出様式に日本語にてご記入の上、次のいずれかの方法にて送付願います。
（１）「電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合
電子政府の総合窓口（e-Gov）（https://www.e-gov.go.jp/）の意見提出フォームに従って、氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、御提出ください。
（２）電子メールの場合（テキスト形式でお願いいたします。）
電子メールアドレス：hqt-kensetsugyouka@ki.mlit.go.jp
国土交通省不動産・建設経済局建設業課　パブリックコメント担当　宛
（３）郵送の場合
〒100―8918　東京都千代田区霞が関２－１－３
国土交通省不動産・建設経済局建設業課　パブリックコメント担当　宛

※　件名に「建設業法施行令の一部を改正する政令案に関する意見」と明記してください。
※　ご意見を正確に把握する必要があるため、電話等によるご意見はご遠慮願います。
※　頂いたご意見に対する個別の回答は致しておりません。

※　頂いたご意見の内容については、住所・電話番号・電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おきください。（匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）

【お問い合わせ先】国土交通省(03-5253-8111)
不動産・建設経済局建設業課（内線 24756）